

# 東海村選挙管理委員会会議録

開催日：平成28年6月2日

東海村選挙管理委員会

## 東海村選挙管理委員会

- 1 開催日時 平成28年6月2日(木)  
午前10時から午前10時40分まで
- 2 開催場所 東海村役場402会議室
- 3 会議に付議した事件  
議案第16号 公職選挙法第28条の抹消者について  
議案第17号 平成28年6月における選挙人名簿への登録について  
議案第18号 在外選挙人名簿の登録について  
議案第19号 平成28年6月における選挙人名簿の調製について  
議案第20号 直接請求の法定数の告示について  
議案第21号 平成28年6月における選挙人名簿に係る縦覧について  
議案第22号 平成28年6月における在外選挙人名簿に係る縦覧について  
議案第23号 参議院議員通常選挙における投票所の場所の指定について  
議案第24号 参議院議員通常選挙における期日前投票所の場所の指定について  
議案第25号 参議院議員通常選挙において在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所の指定について  
議案第26号 参議院議員通常選挙における選挙期日当日の投票所を閉じる時刻の繰上げについて
- 4 出席委員は次のとおりである。(4名)  
委員長 本多 喜久男      委員長職務代理者 大友 捷夫  
委員 伊藤 究              委員 菊池 等
- 5 説明のため会議に出席した者は次のとおりである。  
東海村選挙管理委員会事務局  
書記長 岡部 聡      書記長補佐 山口 正弘  
書記 星野 直      書記 田所 佑翼
- 6 会議の書記は次のとおりである。  
同上

7 本会議における議事の大要は次のとおりである。

開会 午前10時

**○本多委員長** 本日は、お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。7月10日に第24回参議院議員通常選挙が執行されることが濃厚な情勢となっておりますので、事務局は大変だと思いますが、適正な準備をお願いいたします。また、その準備につきましては、選挙管理委員会としても可能な支援をしたいと考えておりますので、何かあれば相談をいただければと思います。さて、ただ今の出席委員は4名であり、地方自治法第189条第1項に規定する定足数に達しておりますので、東海村選挙管理委員会規程第12条の規定により選挙管理委員会を開催いたします。

---

**○本多委員長** 本日の議案は、平成28年6月の定時登録に係るものが7件、第24回参議院議員通常選挙に係るものが4件で、お手元に配布しましたとおりでございます。それでは、「議案第16号 公職選挙法第28条の抹消者について」事務局より説明をお願いいたします。

---

**○山口書記** 議案第16号は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により別冊の者を選挙人名簿から抹消するものです。

---

**○本多委員長** （別冊を回覧後）ただ今、「議案第16号 公職選挙法第28条の抹消者について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

（質疑なし）

**○本多委員長** 議案第16号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

（「異義なし」と呼ぶ者あり）

**○本多委員長** 議案第16号は、原案のとおり可決されました。

---

**○本多委員長** 続いて、「議案第17号 平成28年6月における選挙人名簿

への登録について」事務局より説明をお願いいたします。

---

**○山口書記** 議案第17号は、公職選挙法第22条第1項の規定により平成28年6月における選挙人名簿に登録される資格を具備している者を、別冊のとおり選挙人名簿に登録するもので、登録基準日は平成28年6月1日、登録日は平成28年6月2日、登録資格要件としては、(1)住所移転者が、平成28年3月1日までに住民票が作成され、又は転入の届出をした者で、引き続き3箇月以上住民基本台帳に記載されている者。(2)成人者が、平成28年6月2日までに生まれた者で、住民基本台帳に記載され、住所要件を有している者となります。

---

**○本多委員長** (別冊を回覧後)ただ今、「議案第17号 平成28年6月における選挙人名簿への登録について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

**○本多委員長** 議案第17号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

**○本多委員長** 議案第17号は、原案のとおり可決されました。

---

**○本多委員長** 続いて、「議案第18号 在外選挙人名簿の登録について」事務局より説明をお願いいたします。

---

**○山口書記** 議案第18号は、公職選挙法第30条の6第1項の規定により次に掲げる者(記載略)を在外選挙人名簿に登録するものです。

---

**○本多委員長** ただ今、「議案第18号 在外選挙人名簿の登録について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第18号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第18号は、原案のとおり可決されました。

---

○本多委員長 続いて、「議案第19号 平成28年6月における選挙人名簿の調製について」事務局より説明をお願いいたします。

---

○山口書記 議案第19号は、公職選挙法第19条第2項の規定により平成28年6月における選挙人名簿の登録者を別紙のとおり調製するものです。今回の登録者数は、前回平成28年3月の定時登録者数30,251名から3名増の30,254名となりました。3名増の根拠といたしましては、抹消者数が292名、回復者数が4名、新規登録者数が209名、新有権者数が82名となっています。

○本多委員長 (別冊を回覧後)ただ今、「議案第19号 平成28年6月における選挙人名簿の調製について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第19号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第19号は、原案のとおり可決されました。

---

○本多委員長 続いて、「議案第20号 直接請求の法定数の告示について」事務局より説明をお願いいたします。

---

○山口書記 議案第20号は、直接請求に連署を要すべき者の法定数の告示を、

別紙（記載略）のとおり行うものです。

---

**○本多委員長** ただ今、「議案第20号 直接請求の法定数の告示について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

（質疑なし）

**○本多委員長** 議案第20号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

（「異義なし」と呼ぶ者あり）

**○本多委員長** 議案第20号は、原案のとおり可決されました。

---

**○本多委員長** 続いて、「議案第21号 平成28年6月における選挙人名簿に係る縦覧について」事務局より説明をお願いいたします。

**○山口書記** 議案第21号は、公職選挙法第23条第1項の規定により平成28年6月2日に選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面について、東海村役場総務部総務課において、平成28年6月3日（金）から平成28年6月7日（火）までの期間、午前8時30分から午後5時まで縦覧に供するものです。

---

**○本多委員長** ただ今、「議案第21号 平成28年6月における選挙人名簿に係る縦覧について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

（質疑なし）

**○本多委員長** 議案第21号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

（「異義なし」と呼ぶ者あり）

**○本多委員長** 議案第21号は、原案のとおり可決されました。

---

○本多委員長　　続いて、「議案第22号　平成28年6月における在外選挙人名簿に係る縦覧について」事務局より説明をお願いいたします。

---

○山口書記　　議案第22号は、公職選挙法第30条の7第1項の規定により在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面について、東海村役場総務部総務課において、平成28年6月3日（金）から平成28年6月7日（火）までの期間、午前8時30分から午後5時まで縦覧に供するものです。

---

○本多委員長　　ただ今、「議案第22号　平成28年6月における在外選挙人名簿に係る縦覧について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

（質疑なし）

○本多委員長　　議案第22号は、原案のとおり可決してよろしいですか。  
（「異義なし」と呼ぶ者あり）

○本多委員長　　議案第22号は、原案のとおり可決されました。

---

○本多委員長　　続いて、「議案第23号　参議院議員通常選挙における投票所の場所の指定について」事務局より説明をお願いいたします。

---

○山口書記　　議案第23号は、公職選挙法第39条の規定により、平成28年7月10日に執行される予定の第24回参議院議員通常選挙における投票所の場所を別紙のとおり指定するものです。今回指定する投票所については、直近に執行した本年1月24日執行の東海村議会議員一般選挙における投票所から、第14投票区投票所が営農生活改善センターから舟石川小学校に変更となっています。

---

○本多委員長　　ただ今、「議案第23号　参議院議員通常選挙における投票所

の場所の指定について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたら  
お願いします。

(質疑なし)

**○本多委員長** 議案第23号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

**○本多委員長** 議案第23号は、原案のとおり可決されました。

---

**○本多委員長** 続いて、「議案第24号 参議院議員通常選挙における期日前  
投票所の場所の指定について」事務局より説明をお願いいたします。

---

**○山口書記** 議案第24号は、公職選挙法第48条の2第3項において読み替  
えて準用する同法第39条の規定により平成28年7月10日に執行される  
予定の第24回参議院議員通常選挙における期日前投票所の場所を指定する  
ものです。今回もこれまでと同様、東海村役場を期日前投票所とし、期間は公  
示日翌日の平成28年6月23日から執行日前日の平成28年7月9日まで  
となります。

---

**○本多委員長** ただ今、「議案第24号 参議院議員通常選挙における期日前  
投票所の場所の指定について」事務局から説明がありましたが、質疑がありま  
したらお願いします。

(質疑なし)

**○本多委員長** 議案第24号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

**○本多委員長** 議案第24号は、原案のとおり可決されました。

○**本多委員長** 続いて、「議案第25号 参議院議員通常選挙において在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所の指定について」事務局より説明をお願いいたします。

---

○**山口書記** 議案第25号は、公職選挙法第49条の2第2項において読み替えて準用する同法第48条の2第1項の規定により、平成28年7月10日に執行される予定の第24回参議院議員通常選挙において、在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所を次のとおり指定するものです。議案第24号と同様、東海村役場を期日前投票所とし、期間は公示日翌日の平成28年6月23日から執行日前日の平成28年7月9日までとなります。

---

○**本多委員長** ただ今、「議案第25号 参議院議員通常選挙において在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所の指定について」事務局から説明がありました。質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○**本多委員長** 議案第25号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○**本多委員長** 議案第25号は、原案のとおり可決されました。

---

○**本多委員長** 続いて、「議案第26号 参議院議員通常選挙における選挙期日当日の投票所を閉じる時刻の繰上げについて」事務局より説明をお願いいたします。

---

○**山口書記** 議案第26号は、平成28年7月10日に執行される予定の第24回参議院議員通常選挙における選挙期日当日の投票所を閉じる時刻について、公職選挙法第40条第1項ただし書の規定により、第1投票区投票所から第14投票区投票所までについて、2時間繰り上げることとするものです。繰上げにより、投票時間は午前7時から午後6時までとなります。

---

○本多委員長　ただ今、「議案第26号 参議院議員通常選挙における選挙期日当日の投票所を閉じる時刻の繰上げについて」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長　議案第26号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長　議案第26号は、原案のとおり可決されました。

---

○本多委員長　その他としまして、事務局から何かありますか。

○山口書記　第24回参議院議員通常選挙の執行に係る選挙管理委員会を、6月9日、6月21日、6月22日、7月3日、7月8日、7月9日に開催することを予定しています。上記の日程以外にも、委員会を招集させていただく可能性がありますので、日程等については、また改めて御連絡を差し上げたいと存じます。

---

○本多委員長　以上で会議に付議されました報告等は全て終了いたしました。これをもちまして、選挙管理委員会を閉会といたします。

閉会　午前10時40分